



若草園を支える会 会報

後援会だより

2018年(平成30年)7月28日発行 第35号

事務局：社会福祉法人 栄光会 若草園 内

〒787-0155 高知県四万十市下田2211

Tel (0880) 33-0247/Fax 33-0518

IP電話 (050) 3344-8850

取引口座 ゆうちょ銀行01660-6-43229 若草園を支える会
幡多信 下田支(普)0083497 「若草園を支える会」会長 林 博

機関紙『わかくさ』第45号、若草園を支える会入会案内、音次郎会チラシを同封しております。

◆若草園を支える会の2018年度が開幕

いつも「若草園を支える会」運営にご協力いただきありがとうございます。

さて、昨年から段階的に事業年度の変更をしておりましたが、この7月から若草園を支える会の事業年度は毎年7月からはじまって6月に終了する年度へと移行しました。若草園の卒園式が3月にありますので、その年の卒園生の支援や、卒園児への奨励金など一連の子どもへの支援を終えてから、年度決算をおこなうためです。

このため、今までより総会開催時期が遅くなりました。今まででは若草園のガーデンパーティなどと日程が重なっておりましたが、支える会としてもゆとりをもって総会を開催する事ができるようになりました。

新年度が幕開けして、7月から新年度の会員を募集いたします。同封の入会案内をご覧頂き、皆さんのご協力をよろしくお願い申し上げます。



◆8月11日に総会を開催

若草園の機関誌にも告知記事がございますが、2018年度支える会総会を開催いたします。施設見学の機会にもなりますので、ふるってご参加下さい。なお、まもなく和暦の元号が変わりますので、年度表記は西暦で扱う事になりました。

◇若草園を支える会2018年度定期総会

日時／場所：2018年 8月11日（土）10:00～／若草園 多目的ホール

議案：前年度事業報告、新年度事業計画、わかくさ奨励金、役員改選等

◆2018年度会員の募集はじまる

新年度の会員募集を開始いたします。役員会で話し合いました結果、今年度は過渡期でありますので4～6月に会費を納めて下さった方も2018年度会員として取り扱わせて頂く事にしました。

また、税法上の特典寄付金の所得控除を受けたい方の取り扱いを、今回見直す事にしました。詳しくは裏面をご覧下さい。

これによりまして「若草園を支える会」の会費は直接的な子どものために、若草園や法人（栄光会）への寄付金は施設運営や法人運営のために（間接的には子どものために）と、寄付金の使途が明確になり、皆さんのが選択して会費の納入や寄付をしていただけるようになります。

会報・機関紙の送付が不要になった方、お友だちに紹介する方は事務局にご連絡ください。



◆会費と寄付金の使い分け

「若草園を支える会」は10年前、若草園の園舎建て替えの時に、それまであった若草園後援会の組織を変更して設立されました。かつての後援会は寄付金1口3千円以上としておりました。会計は若草園の本体が受け持っていました。社会福祉法人の領収書を発行する事などを考えれば、最低額を設定していた事には妥当性があったと考えられます。

若草園の建て替えの頃は（同封機関誌の編集後記に詳しく記されていますが）、若草園に最もお金が無かった時でした。地域の皆さんからの支援を広く呼びかける方法として模索した結果、1口1千円の年度更新制として継続的な支援を受けられる、現在の「若草園を支える会」の事業方針が定められたものと思われます。

この10年間で寄付金文化も大きく変わってきました。ふるさと納税や税法上のしくみが変わるなど、社会をよりよくする制度が多様化してきました。

そんな中で、時代に逆行するような側面もありますが「若草園を支える会」は地域の子ども達を無対価で支援する任意の団体として、活動を続ける事が先の役員会で話し合われました。これからも引き続き、法人の事業活動では手の届かない子ども達の支援のために、社会福祉法人としてではなく、各種団体・任意の団体・法人格を持たない団体として、子ども達にぴったりと寄り添った活動のできる団体として、活路を見いだす事に致しました。

このため「若草園を支える会」の会費には税法上の特典はございません。また、従来は希望者の会費を栄光会の寄付金へ振り替える措置をとらせて頂いておりましたが、これを機に廃止する事になりました。これによりまして、「若草園を支える会」の会計は、皆さんの「このお金を子どものためだけに使って欲しい」との思いを可能な限りくみ取って、事務経費などには消えないように運営方針が大きく変わりました。

ただし、話し合いの中でこの会報の印刷は「若草園を支える会」固有の物ですので、これは会費から負担する事になりました。今年度から、送料や封筒代などの事務経費は、そもそも若草園本体の広報活動の一環であるため、若草園の経費から支出するように変化します。

◆税法上の特典がある寄付金

若草園が児童福祉事業を展開する上では、様々な経費が必要となってきます。社会福祉法人として現代社会に果たすべき責任もございます。法人が行政から受け取る事業費（措置費と呼びます）には、子どもを施設で養育するための費用と、事務費があります。若草園も「社会福祉法人」という受け皿があってこそ事業が成り立っています。ここに寄付をする事に対して、所得税法上「寄付者を減税して優遇する」と、法律では判断してくれています。

子ども達への支援と言う意味ではいくぶん間接的にはなりますが、確定申告される方は社会福祉法人栄光会の「法人本体」にご寄付下さい。法人本部から送付される領収書は所得税の確定申告の際、所得控除のために役立つ事になります。



会報・機関紙の送付が
不要になった方、お友
だちに紹介する方は事
務局にご連絡ください。



×事務局メールはこちら

事務局メール
wakakusaenjimu@dream.ocn.ne.jp

✉事務局直通メール
wakakusaenjimu
@
dream.ocn.ne.jp

